

健感発 0913 第 1 号
薬生食監発 0913 第 3 号
平成 29 年 9 月 13 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

腸管出血性大腸菌感染症・食中毒の予防対策等の啓発の徹底について

腸管出血性大腸菌による食中毒等の調査及び感染予防対策の啓発については、平成29年9月1日付け健感発0901第2号及び薬生食監発0901第3号厚生労働省健康局結核感染症課長及び厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知に基づき対応いただいているところです。

本日、前橋市において、同市が8月30日に公表した、関東地方を中心に発生している同一遺伝子型の腸管出血性大腸菌0157の食中毒事案に関連して、新たに確認された2人の患者のうち、1人が死亡した旨の報道発表がありました。

本事案については、引き続き原因等について調査中ですが、腸管出血性大腸菌による感染予防対策及び食中毒予防対策のため、下記のとおり、医療機関に対する情報提供及び食品等事業者に対する注意喚起等について、特段のご対応方よろしくをお願いします。

記

- 1 腸管出血性大腸菌に関し、改めて感染予防策や治療法等について、「溶血性尿毒症症候群の診断・治療ガイドライン」(溶血性尿毒症症候群の診断・治療ガイドライン作成班編集) (<http://minds.jcqhc.or.jp/n/med/4/med0182/G0000665/0001>) 等も参考の上、確認を行うことを医療機関に対し情報提供すること。
- 2 腸管出血性大腸菌による食中毒は、無症状病原体保菌者が調理中に食品を汚染する場合や汚染された食品の殺菌不足等により発生しており、家庭内の二次感染の報告もあることから、改めて、腸管出血性大腸菌による感染予防対策、食中毒予防対策に関する関係事業者への普及啓発、注意喚起等の指導の徹底を図ること。